

令和7年10月29日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月29日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

別紙のとおり

3. 処 分 日

令和7年10月29日（水）

運輸と観光で九州の元気を創ります

＜お問い合わせ先＞

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：友野、日置

電話：092-472-2529





自動車の使用の停止処分（25営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
長崎	竹敷	1両×146日	宮崎	綾	1両×110日
熊本	豊野	2両×73日		村所	1両×60日
	湯前	1両×144日		山陰	1両×81日
	菊鹿	1両×115日		北浦	1両×81日
	嘉島	1両×97日		北郷	1両×70日
	清和	1両×90日		日南	2両×30日
	人吉	1両×60日		新富	1両×60日
	御船	1両×60日		山三箇	1両×60日
	金内	1両×60日		国富	1両×60日
宮崎	南郷	1両×156日		高鍋	1両×60日
	木城	1両×117日		上野	1両×50日
	諸塚	1両×114日		天岩戸	1両×21日
	西郷	1両×110日			